



Title	近世後期大阪の芸能興行史研究
Author(s)	中川, 桂
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42211
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	中川 桂
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 15646 号
学位授与年月日	平成12年6月29日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科芸術学専攻
学位論文名	近世後期大坂の芸能興行史研究
論文審査委員	(主査) 教授 天野 文雄 (副査) 教授 根岸 一美 助教授 永田 靖 助教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、近世後期の大阪における歌舞伎・人形浄瑠璃・噺(落語)・講談・能といった諸芸能の興行をめぐる諸問題を論じたものである。全体は、序章「天保改革時における大阪の芸能統制」、第1章「惣年寄記録にみる公儀の芝居把握」、第2章「寄席興行の諸相」、第3章「能楽史の周辺」からなり、分量は400字詰原稿用紙に換算して約650枚の論文である。

序章「天保改革時における大阪の芸能統制—『天保御改正録』所収文書をめぐって—」では、天保改革にさいして、大阪の芸能興行がどのような統制をうけたかを、新資料たる『天保御改正録』所収の触書などを用いて明らかにしている。それによると、天保の改革においては、まず天保13年(1842)に、芝居については道頓堀と新地の芝居8座が、能舞台については2カ所が、相撲株については2株が存続を認められたが、その他のすでに有名無実化していた芝居11カ所・浄瑠璃4株・舞2株・説経4株の名代株は廃止され、また、存続とされたものも、翌年には芝居3座と能舞台1カ所が廃止された、とする。また、寺社地での興行については、芝居は全廃、寄席は神道講釈・心学・軍事講釈・昔噺の4種のみが9カ所にかぎって認められ、市中での興行については届出の義務が課された、とする。

第1章「惣年寄記録にみる公儀の芝居把握—永瀬幾代介の『御用留』を中心に—」では、大阪南組の惣年寄永瀬幾代介の公務記録である『御用留』によって、嘉永元年(1848)~慶応3年(1867)における芝居興行をめぐる公儀(奉行所)への届出義務と届出の内容を、嘉永年間・安政~元治年間・慶応年間の3期にわけて整理・分析している。届出の内容は、興行の開始・終了、演目の変更、役者の廃業や芸名の変更、役者の他地への移動、役者の転宅や家主の変更など多岐にわたり、惣年寄はそれらすべてを管掌していたとする。また、これらの記事を番組や評判記などの演劇資料とも照合して、演目の変更、役者の改名・移動などについても検討を加えている。また、この章では、規定上は認められていなかった三都以外の地での芝居への出演については、京都や江戸の芝居への出演と偽って届け出ていることなども指摘されている。

第2章「寄席興行の諸相」は3節からなり、それぞれ噺や講釈といった寄席芸の興行をめぐる問題について検討している。まず、第1節「近世大阪の寄席興行史概説—寄席芸としての噺と講釈—」では、従来は随筆などによって想定されていた寄席興行の展開を、『滋岡家日記』や『御津八幡宮文書』などの同時代資料によって実証的にあとづけ、さらに、寄席の所在地を市中・寺社地・新地の3カ所に整理して、それぞれの場所ごとにその興行史的な諸問題を論じている。その結果、これまでも寄席芸の確立期とされてきた寛政年間(1788~1800)には、講釈や噺などの寄席興

行が3カ月～1年という長期間、恒常的に行われており、従来どおりこの時期を寄席芸の定着期とみなしてよいこと、市中や寺社地の寄席においては昔噺（落語）より講釈の興行のほうが多いこと、寛政ころまでは小見世物として一括されていた昔噺が天保ころから昔噺として別個に扱われるようになってきていること、などを明らかにしている。次に第2節「近世大坂の寺社境内における寄席興行―天満天神社の場合―」では、寺社地での寄席興行の一事例として『滋岡家日記』など比較的豊富な資料にめぐまれている天満天神社の寛政以降の寄席興行がとりあげられ、社地内の小屋の数や規模、それらの小屋で演じられていた寄席芸の種類や実態、小屋の貸しつけ期間や賃賃料（地子）などの実態を詳細に紹介・分析している。また、第3節「西横堀新築地の諸芸能―『御用留』所収の届出文書を中心に―」では、新地での寄席興行の一事例として天保12年（1841）に開発された西横堀新築地の寄席興行がとりあげられ、惣年寄永瀬の公務記録たる『御用留』をもとに、同所で興行されていた寄席芸の種類や興行期間、あるいは小屋の位置や規模などを紹介・検討し、同地においては、噺・講釈・浄瑠璃・写し絵などが常打ちの興行を行っていたことなどを指摘している。

第3章「能楽史の周辺」では、2節にわたって近世後期の大坂における能興行について論じている。第1節「近世後期大坂の能常舞台」では、5カ所に認められていた大坂の常舞台の所在とその権利保持者、ならびにその消長などを、『天保御改正録』などによって明らかにし、さらに能常舞台の認可が新地開発と密接な関係をもっていたことや、近世後期の大坂で定期的に催されていた勧進能と常舞台との関係についても論じている。第2節「惣年寄と能興行」では、勧進能や稽古能の興行にさいしての惣年寄の職務の紹介を通じて勧進能や稽古能の興行的側面の一端を明らかにし、さらに惣年寄永瀬の能楽愛好にも触れ、町人における能楽愛好の一事例としている。

論文審査の結果の要旨

本論文が対象としている芸能興行史は、日本の芸能史研究の一郭を形成する重要な研究領域であるが、その重要性にくらべて、芸能興行史の研究はその歴史が浅く、研究的な蓄積もさほど豊富ではない状況にある。本論文はそうした研究状況をうけて、近世後期の大坂における芸能興行の実態を、おもに公儀の統制という視点から解明しようとした研究である。芸能の興行史研究においては、公儀の統制という問題はきわめて重要な問題であり、この問題についてはこれまでも大きな関心が寄せられてきているが、本論文は芸能史研究において重要な意味を持つこの問題について、従来の研究水準を大きくこえる成果をあげていると評価できる。本論文がそうした成果をあげることができた理由は以下の2点に集約できるであろう。

まず第1には、近世大坂の芸能統制に直接かかわる豊富な資料の発掘とそれを活用しての分析があげられる。その資料とは、天保改革における公儀の芸能対策についての資料である中之島図書館蔵の『天保御改正録』、大坂南組の惣年寄だった永瀬幾代介の公務記録である大阪商業大学蔵の『御用留』、大坂天満宮の神主を務めた滋岡家の日乗である大阪大学蔵の『滋岡家日記』などであるが、これらはいずれも公儀の芸能統制についての一級資料であり、そうした貴重な資料の発掘に努め、それを活用することによって、近世後期の大坂における公儀の芸能統制の実態はもとより、近世大坂における芸能興行にさいしてのもろもろの仕組みが、きわめて明確な形で知られるにいたったのである。本論文で明らかにされた多くの芸能興行上の仕組みは、いわばはなやかな芸能興行をささえる基盤ともいえるべきことからであるが、そのような基礎的な研究は、芸能興行史研究にとってはまことに貴重な成果であるのはもとより、芸能史研究全体の進展にも大きく寄与する業績と言ってよいであろう。

第2に、本論文で扱われている芸能がきわめて多岐にわたっていることがあげられる。本論文で対象となっているのは、歌舞伎・人形浄瑠璃という芝居、噺や講釈などに代表される寄席芸、また近世の芸能興行の重要な一郭をなしていた能・狂言であるが、このような多岐にわたる芸能を対象とすることは、研究が細分化している現在にあっては誰にでもないうることではない。それには当然それぞれの芸能そのものについての深い理解が求められるからである。本論文はそうした困難を克服して多くの芸能の興行を扱い、それぞれの領域の研究成果をもよくふまえつつ、結果的に近世後期大坂の芸能興行の実態の全体をある程度見通すことに成功している。

以上のような点において、本論文は近世後期の大坂というフィールドにおいて、その芸能興行の実態を、とくに公

儀の芸能統制という視点から新資料をもとに実証的に解明し、その結果、芸能興行史研究の貴重なモデルを提示しえていると評価できる。もとより、ここには他の都市における芸能興行の実態との比較、あるいは相撲のような他の業種の興行についての検討など、欲をいえば触れてほしかった問題もなくはないし、発掘した資料の肉づけという点でもなお十分ではない場合もあるが、近世後期の大阪の芸能興行の輪郭を描くという点では、本論文は十分にその成果をあげていることは疑いがない。よって、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい価値を有するものと認定する。